

◆◆資料編◆◆

- 1 用語解説
- 2 西東京市特別支援教育検討委員会設置要領
- 3 西東京市特別支援教育検討委員会委員等名簿
- 4 西東京市特別支援教育検討委員会作業部会委員名簿
- 5 西東京市特別支援教育専門家于一人委員名簿

1 用語解説

1 中央教育審議会

文部科学省に置かれている審議会で、文部科学大臣の諮問に応じて、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えて創造的な人材の育成に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣に意見を述べることを目的とする。教育制度、生涯学習、初等中等教育、大学、スポーツ・青少年の5つの分科会がおかれている。

2 特別支援教育

障害のある児童・生徒だけでなく全ての児童・生徒を対象に一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため適切な指導・必要な支援を行う教育。

3 インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み（障害者の権利に関する条約第24条より）。同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も確にこたえる指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である（中央教育審議会より）。

4 特別支援学級

通常の学級における学習では十分にその効果を上げることが困難な児童・生徒のために編成された学級で、固定制と通級制の学級がある。

5 特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

6 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの（発達障害者支援法第2条第1項より）。

7 個別の教育支援計画

児童・生徒一人ひとりのニーズを的確に把握し、対応を進めるために作成する。学校が方針を定め、保護者や他の支援機関との連携を進め、指導の効果をあげるために活用する。

8 副籍制度

特別支援学校の児童・生徒のうち、希望者が居住する地域の市立小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

9 特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連携・調整、保護者からの相談窓口などを担う職名。

10 専門家チーム

学習障害、注意欠陥多動性障害及び高機能自閉症等の障害のある児童・生徒の教育的ニーズに応じて適切な指導及び支援を行うため組織し、教育委員会及び小・中学校に対して専門的意見を提示し、特別支援教育の推進に関する指導及び助言を行う。

11 特別支援教室構想

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画で示されている新構想で、教育課程の大部分を在籍学級で学ぶとともに、より円滑に集団生活に適應できるよう、対人関係のスキルなどに関して一部特別な指導を必要とする児童・生徒を対象として各小・中学校に設置する教室。

12 通級指導学級

小・中学校に設置されている特別支援学級の一つ。通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする自閉症児、情緒障害児（選択性緘黙等）、学習障害児、注意欠陥多動性障害児を対象とする。指導時間数は、障害の状態に応じて、週1単位時間から週8単位時間（学習障害及び注意欠陥多動性障害については月1単位時間から可能）としている。

13 教育支援ツール

児童・生徒一人ひとりの「個に応じた支援」を校内で進めていくため、実態把握や校内委員会での検討、外部機関への支援依頼、学校での支援の計画などに必要な様式を一つにまとめたもの。「一覧表」「個別の教育支援計画」「個別指導計画」などが含まれる。教育委員会が全市立小・中学校をバックアップしていく際のツール（道具）としても機能する。

14 適応指導教室

様々な理由から不登校になっている市立小・中学校の児童・生徒が、毎日通える教室。指導員との関わりやグループ活動を通して、悩みの解消や自立心、協調性、学習意欲を育て、学校復帰を目指すことを目的とする。

15 「Nicomo ルーム」

西東京市不登校ひきこもり相談室のこと。不登校やひきこもりの状態にあるおおむね18歳までの児童・生徒、保護者が、相談したり居場所として通うことのできる場である。学習や運動、調理、園芸などの活動を設けており、自分のペースで過ごしたり、興味のある活動やイベントに参加することを通じて、本人の心理的成長を促す。来室相談以外に、家庭訪問やメール・手紙での相談等、様々なアプローチで支援を行う。

16 自閉症

医学的には広汎性発達障害に含まれる障害。人への反応や関わりの乏しさなど、社会的関係の形成に特有の困難さが見られること、言語の発達に遅れや問題があること、興味や関心が狭く、遅くとも3歳くらいまでに症状が見られる。これらの特徴は、軽い程度から極めて重い程度まで見られ、個々の状態像も多様である。多くの場合、知的障害を併せ有している。自閉症の中で知的障害のないものを高機能自閉症と呼び、言語や知的には問題のないものをアスペルガー症候群としている。脳の中樞神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

17 情緒障害

継続的な人間関係のあつれきや幼少期からの不適切な成育環境などの心理的要因により、社会生活への適応が困難である状態。

18 選択性緘黙

心理的な要因によって、特定の状況下で音声や言葉を発せず、学業等に支障がある状態のこと。発声器官等に器質的・機能的障害はなく、言語の習得・理解には問題がないことに留意する必要がある。原因は、集団に対する恐怖、人間関係のあつれき等が指摘されている。

19 学習障害 (LD : Learning Disabilities)

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもの。要因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定される。

20 注意欠陥多動性障害 (ADHD : Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態である。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

21 OJT

On the Job Training の頭文字を取ったもの。職場内で行われる指導手法の一つ。職場の上司、先輩職員などが、新任職員や後輩職員に対して、日常業務を通じてその人の「特性」「理解度」「気持ち」を考慮しつつ、必要な知識・技術・技能・態度などを、意図的・計画的・継続的に教育・指導することにより、業務処理能力や力量を育成するすべての活動のこと。

22 プレイセラピー

遊びを媒介にして、セラピスト（治療者）との関わりの中で、子どもが感じたり考えたりしながら、自分を理解し、自分で決めたり行動できるように、成長を促す心理療法。

23 スクールソーシャルワーク

子どもが生活の中で直面する学校内では解決しにくい困難に対して、関係機関と連携を図りながら、個人及び環境などの課題の背景に働きかけることにより、解決に向け支援を行うこと。

2 西東京市特別支援教育検討委員会設置要領

第1 目的

西東京市における特別支援教育の事業の進捗状況の確認や今後の取組みに関する検討を行うため、西東京市特別支援教育検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 検討事項

委員会は特別支援教育に関する次の事項について、検討し、その結果を西東京市教育委員会教育長に報告する。

- (1) 特別支援教育に関する事業の実施状況について
- (2) 特別支援教育に関する今後の施策の考え方について
- (3) その他必要な事項

第3 構成

委員会は、別表の委員をもって構成する。

第4 委員会の委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教育部特命担当部長をもって充て、副委員長は教育部教育支援課長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を主宰し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5 委員会の会議

委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者若しくは職員の出席又は資料の提出を求めることができる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員による作業部会を設置することができる。

第6 庶務

委員会の庶務は、教育部教育支援課において処理する。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 8 月 16 日から施行する。

この要領は、平成 23 年 12 月 26 日から施行する。

別 表（第 3 関係）

委 員
教育部特命担当部長
教育部教育企画課長
教育部学校運営課長
教育部教育指導課長
教育部統括指導主事
教育部教育支援課長
西東京市立小学校の校長
西東京市立中学校の校長

3 西東京市特別支援教育検討委員会委員等名簿

平成 26 年 3 月 31 日

委 員	
1	教育部長兼特命担当部長 櫻井 勉
2	教育部教育企画課長 坂本 眞実
3	教育部学校運営課長 宮坂 哲史
4	教育部教育指導課長 清水 一臣
5	教育部統括指導主事 内田 辰彦
6	教育部教育支援課長 渡部 昭司
7	西東京市立小学校の校長 高野 富（保谷小学校長）
8	西東京市立中学校の校長 西嶋 剛昭（柳沢中学校長）
9	教育支援コーディネーター 渡辺 圭太郎（田無第二中学校主幹教諭）

特別支援教育検討委員会 作業部会座長	渡辺 圭太郎（田無第二中学校主幹教諭） 通級K組 教育支援コーディネーター 専門家チーム委員
-----------------------	---

4 西東京市特別支援教育検討委員会作業部会委員名簿

平成 26 年 3 月 31 日

●作業部会座長：教育支援コーディネーター（田無第二中学校渡辺圭太郎主幹教諭）

◎担当校長：種村 明頼（けやき小学校）・林 祐司（青嵐中学校）

	区 分	所 属	氏 名
A	教育指導課	指導主事	宮本 尚登
		教育支援アドバイザー	牧野 悦子
			岡田 秀子
			飯利 知恵子
		就学相談員	今野 すみ子
			植松 忠司
	専門家チーム委員	東小学校	志村 裕之
	小・中特別支援教育コーディネーター	東伏見小学校	宮崎 久守美
田無第四中学校		海老塚 京子	
情緒等通級（小学校）	保谷第一小学校通級しらうめ	高橋 拓也	
情緒等通級（中学校）	田無第二中学校通級K組	中嶋 和恵	

●作業部会座長：教育支援コーディネーター（田無第二中学校渡辺圭太郎主幹教諭）

◎担当校長：古家 新一（保谷第二小学校）・屋宮 茂穂（谷戸小学校）

勝見 俊也（保谷中学校）・大野 雅生（田無第四中学校）

	区 分	所 属	氏 名
B	教育指導課	指導主事	宮本 尚登
	教育企画課	学務係長	中村 幸雄
		学務係	増田 由恵
	教育支援課	就学相談員	深澤 美佐子
			藤井 史子
			郷原 清子
		教育支援アドバイザー	牧野 悦子
			岡田 秀子
	飯利 知恵子		
	専門家チーム委員	東小学校	志村 裕之
	通常の学級	谷戸小学校	栗原 光世
	固定制の特別支援学級	田無小学校わかば学級	熊井 達朗
		中原小学校つくし学級	三宅 順子
		保谷中学校のびる学級	柴山 卓
田無第一中学校I組		山本 達也	
情緒等通級（小学校）	谷戸小学校通級せせらぎ	齋藤 珠恵	
情緒等通級（中学校）	田無第二中学校通級K組	佐々木 千晶	

5 西東京市特別支援教育専門家チーム委員名簿

平成 26 年 3 月 31 日

区 分	所 属	氏 名
医師	メンタルクリニックあんどろ院長	安藤 公
学識経験者	元東京都教育庁指導部心身障害教育指導課長 特別支援教育サポーター「つなぎ」主宰	宮本 紀夫
心理専門家	元福島大学大学院教授 スペースゼロ主宰（臨床心理士）	水野 薫
言語専門家	前 江戸川区教育研究所（言語訓練士）	長濱 ヒサ
特別支援学校教諭	都立石神井特別支援学校	松本 貴子
市立小・中学校長	田無第四中学校	大野 雅生
市立小・中学校の特別支援学級の設置校長	谷戸小学校	屋宮 茂穂
市立小学校の特別支援学級教諭	東小学校あすなろ学級	志村 裕之
市立中学校の特別支援学級教諭	田無第二中学校K組	渡辺 圭太郎
指導主事	教育指導課	宮本 尚登
就学相談員	教育支援課	深澤 美佐子
		藤井 史子
		今野 すみ子
		植松 忠司
		郷原 清子
心理技術職員	教育支援課	宮崎 洋子
		工藤 梨早